

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所における
個人情報の取扱及び管理に関する規程

制定 平成24年4月1日 規程第30号

改正 平成25年3月14日

改正 平成27年12月28日

改正 平成30年3月30日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）及び個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）における個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の用語は、次に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び条例の定めるところによる。

2 「職員等」とは、職員及び非常勤職員等法人に勤務する者をいう。

第2章 管理体制等

(管理体制)

第3条 法人が所有する個人情報の保護に関する最終決定権限及び責任を有する個人情報取扱事務統括責任者（以下「統括責任者」）を置き、理事長をもって充てる。

2 個人情報の保護に関する企画及び総合調整を行うため、個人情報取扱事務統括者（以下「統括者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

3 個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、個人情報取扱事務総括者（以下「総括者」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

4 総括者の事務を補助させるため、個人情報取扱事務補助者（以下「補助者」という。）を置き、総務部総務グループリーダーをもって充てる。

5 所属（各部および農業大学校をいう。）における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、所属に個人情報取扱事務管理者（以下「管理者」という。）を置き、所属の長（以下「所属長」という。）の職にある者をもって充てる。ただし、総務部においては、総務部総務グループリーダーが補助者と兼任するものとする。

6 管理者の事務を補助させるため、所属に個人情報取扱事務主任者（以下「主任者」という。）を置き、管理者が指定する者をもって充てる。ただし、農業大学校においては、校長が管理者

と兼任するものとする。

- 7 前各項の規定により総括者、補助者、管理者及び主任者を置いた場合は、総括者より統括者へ報告する。
- 8 特定個人情報取扱事務については、統括責任者が任命する総務部に所属する職員に取扱を限定し、総括者が管理者を兼任する。主任者は総務部総務グループリーダーをもって充てる。補助者は置かないものとする。

(情報漏えい等時における対応体制等の整備)

第4条 統括者は、所属において保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制及び個人情報に関する法令、条例、規定等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡の体制及び手順等の整備を行う。

第3章 個人情報の適正管理等

(職員等の責務)

第5条 個人情報取扱事務の担当職員等（以下「担当職員」という。）は、法令、条例及び規程等を遵守し、統括者、総括者、補助者、管理者及び主任者の指示により、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(取扱区域)

第6条 管理者は、個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にするなど物理的安全管理措置を講ずる。

(個人情報の取扱いにおける条例等の確認等)

- 第7条 所属において、新たに個人情報の収集、利用及び提供の事務を行おうとするときは、担当職員及び主任者は、個人情報の取扱いが条例第7条（収集の制限）、第8条（利用及び提供の制限）等の各規定の内容に適合することを確認しなければならない。また、取り扱う個人情報が特定個人情報に当たる場合にあつては、条例の他、番号法第9条（利用範囲）、第15条（提供の求めの制限）、第19条（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限）第28条（特定個人情報ファイルの作成の制限）等の各規定に適合することを確認しなければならない。
- 2 主任者は、前項の場合において個人情報の取扱いに疑義あるときは、総括者及び管理者と協議の上、統括者と協議しなければならない。
 - 3 前項の協議を受けた統括者は、個人情報取扱事務における個人情報の取扱いが条例の定める内容に適合しているかを確認しなければならない。統括責任者及び統括者は、個人情報の取扱いに疑義ある場合は、大阪府知事と協議しなければならない。

(個人情報取扱事務等の明確化等)

第8条 管理者は、個人情報取扱事務を行うことに当たっては、個人情報取扱事務の範囲、当該事務において取扱う個人情報の範囲、当該事務の担当職員を明確にしておかなければならない。なお、担当職員の数、当該個人情報取扱事務の実施に当たり必要最小限とする。

2 個人情報を複数の所属において取り扱う場合は、当該個人情報を取り扱う所属の管理者間において、その分担及び責任の明確化を図る。

(個人情報取扱事務登録簿)

第9条 所属において、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、条例第6条に基づき、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 所属において、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

3 登録簿の作成及び修正については、大阪府個人情報取扱事務登録簿作成要領によるものとし、登録簿の作成又は修正を行ったときは、登録簿の写しを添付し、総括者を通じて統括者へ通知する。個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を総括者を通じて統括者に通知する。

(適正管理)

第10条 担当職員は、個人情報取扱事務において収集した個人情報の適切な管理を行うため、個人情報が記録された法人文書及び法人文書が記録された電磁的記録媒体を管理者が定めた原則施錠可能な保管庫等で保管しなければならない。特に、特定個人情報及び条例第7条第5項各号に規定する個人情報（センシティブ情報）が記録された法人文書については、厳重に保管しなければならない。

2 管理者は、前項の保管庫等について、職員等のみが立ち入ることのできる区域に設置する。

3 保有する個人情報については、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

4 担当職員は、個人情報の送付、送信、複製、持出し等を行う場合にあっては、管理者の指示に従い、適正に行う。なお、特定個人情報を実施機関外へ送信する場合は、特に番号法第19条の規定に基づくものであることを確認しなければならない。

(廃棄)

第11条 個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、所定の手続きに則り、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(点検及び監査)

第12条 管理者は、所属が保有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期

に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあつては定期に及び必要に応じ随時に）点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を統括者に報告する。

- 2 統括者は、所属が保有する個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあつては定期に及び必要に応じ随時に）監査を行う。なお、統括者は、所属における個人情報の管理状況に応じて、あらかじめ監査対象所属以外の所属から指定した職員に、監査をさせ、その結果を統括者へ報告させることができる。
- 3 統括者等は、第1項の点検及び前項の監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、個人情報の取扱いについて必要な見直し等の措置を講じる。
- 4 次条に係る安全の確保等の措置に関する点検及び監査については、第1項から前項までの規定にかかわらず、法人情報セキュリティポリシー第8章監査及び自己点検により実施する。

（情報システムにおける安全の確保等）

第13条 電子計算機又は情報通信ネットワーク（以下「情報システム」という。）を利用して個人情報を取り扱う場合においては、法人情報セキュリティポリシー等の措置を講じる。

第5章 その他

（研修の実施）

- 第14条 総括者及び管理者は、担当職員やその他職員等に対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な研修を実施する。
- 2 総括者及び管理者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する担当職員に対し、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な研修を行う。

（業務の委託）

第15条 個人情報取扱事務を事業者に委託する場合は、大阪府個人情報取扱事務委託基準により、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

（情報漏えい等への対応）

- 第16条 担当職員は、情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候を把握した場合、又は、個人情報に関する法令、条例、規定等に違反している事実若しくは兆候を把握した場合は、直ちに管理者及び主任者に報告する。
- 2 前項の規定により報告を受けた管理者及び主任者は、直ちに、総括者、補助者を通じて統括者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じ、また、情報漏えい等に係る原因分析及び再発防止策の策定を行う。
 - 3 前項の規定により報告を受けた統括者は、前項に規定する管理者及び主任者が講じる措置、原因分析及び再発防止策の策定に係る指示、支援等を行う。

- 4 第2項の規定により報告を受けた統括者は、情報漏えい等に係る内容等に関して統括責任者等へ報告する。合わせて、統括責任者及び統括者は大阪府知事へ報告する。
- 5 総括者は、速やかに、情報漏えい等に係る事実関係、再発防止策等について公表を行う。
- 6 個人情報取扱事務を委託する事業者において情報漏えい等が発生した場合は、第1項から前項までの取扱いに準じて適切に対応するとともに、当該事業者に対して、個人情報の適正管理に関する指導を行い、また、事実関係、再発防止策等が記載された報告書の提出を求める。

(継続的改善)

第17条 当該規程は、継続的に見直し、その改善に努める。

附 則 (平成24年規程第30号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第74号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。